

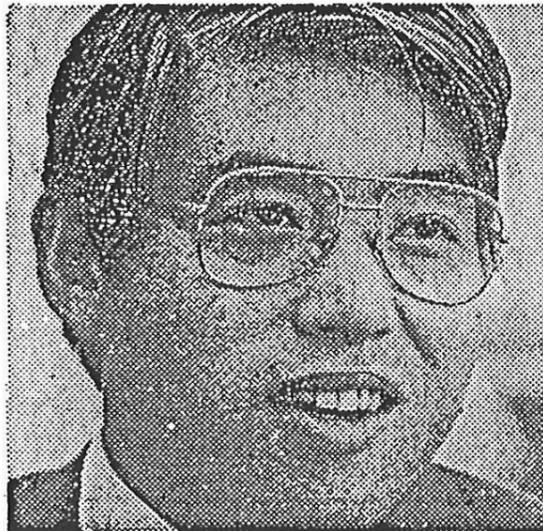
自己紹介①

朝日新聞 (87. 9. 27)

ひと

東京の赤坂・六本木再開発で去年完成したアークヒルズを見て、度肝を抜かれたという。空地がたっぷりありコンサートホールもある。それに對し、大阪駅前ビルはシャッターを閉めた店が多く、屋間でも少し気味が悪い。「アークヒルズも、普通の人が住めない超高級マンションができるなど問題はあ

全国の都市再開発の実態を調べた 坂和章平さん



松山市生まれ。阪大卒。大阪弁護士会公害対策・環境保全委員会に所属。大阪空港公

調査をしたり、全国百三十三カ所のデータを自分の弁護士事務所のパソコンに入力。本

つ都市再開発・弁護士からの実践的プロポーザル(都市文化社)という三百八十の

「出していく住民が少なけれ

(神戸 武美記者)

自己紹介②

朝日新聞 (95. 2. 10)

論壇



坂和章平

①現行法では全壊家屋の借家人は権利が消滅し契約が終了するが、借

民の買い取り請求権)を与え、再開の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取りも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「罹災地域全土の買上げ」を提案したことも参考にすべきだ

る必要がある。④長田・兵庫など焼失した住宅密集地区は劣悪な住環境を一新する中層共同住宅を中心とした住宅再開発(再開発地区)⑤倒壊したマンションや共同ビルは単一での建て替えをせず周辺の低層建築物を一体とした再開発制度の創設(共同建て替え・マンション再開発地区)⑥

被災地復興は多様なメニューで

阪神大震災で被災した神戸市は、市街地のほぼ全域六千軒を震災復興促進区域とし、緊急整備条例を作った。計画的な復興を目指すことや、うち六地区では建築基準法八四条に基づいて建築制限(私権の制限)をかけることなどを決めた。西宮市や芦屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

地借家人の権利の届け出制度をとって特別立法で従前の権利を保障する。指定が決定した罹災(りさい)都市借地借家臨時処理法は借家人が建物を建て替えて借地人になる規定や、個別建て替えに固執する点に問題があり運用に工夫が必要だ

制限は不可欠だ。住民の反対が予想されるが、制限を納得させるに足る良好な復興計画の討議が望まれる。公有地を中心に仮設の住宅店舗工場を多数提供し、その間に計画作成を急ぐ。

等々の基盤整備(区画整理地区)③西宮駅前等業務用ビルの密集地は個別建て替えを容認するが、周辺権利者の要望を聞き公開空地の確保、建物の不燃化共同化を含む地区計画(個別建て替え地区)を立てる。

の検討や住民参加のあり方まで提言している同書は、自治体の再開発事業の担当者や研究者から注目を浴びている。「弁護士活動」として、裁判で被害者の救済をはかる形。それだと、今の法律がどうだから解決はむずかしいという法律家独特の現実主義にも陥りやすい。日照権とか底地買問題とかまちづくりから問題をもっと創造性を発揮しないと解決できないと思っ

主張・解説

整備事業などの手続きを組み合わせ、基盤整備だけでなく上モノ建設の計画が不可欠だ。事業は各地区内の権利交換を原則とするが、他地区との権利交換(交換)、所有権・借地権・借家権・区分所有権相互の自由な権利交換(異種権利の交換、公団公社や施行者が認める第三セクターによる金銭への交換(公的取得)など特別立法で多様なメニューを用意し、つなぎ融資・賃料補助も加える。

施策にた計画 私の思は六甲三宮は十分だ地域は有法で

# 論壇 阪神大震災

## 特集 4年目の課題 ④

大震災から三年余が経過した。被災地の復興まちづくりは、④震災直後の三月十七日に決定された都市計画により土地区画整理・再開発事業を施行する地域⑤建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域⑥復興促進区域に指定されたもの実態は自力復興に依存する白地地域⑦の三つに分類されて進んだ。

復興にあたっての合言葉は「協働のまちづくり」、キーポイントは「まちづくり協議会」にあった。

日本の都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政自らが①施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める二段階方式をとり②そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるといふ異例のものだった。震災前には十二件しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動にかんじたといっても過言ではない。

一方、新長田・六甲道等の再開発の行く末は不安が一杯だ。再開発は、低層建物を高層ビルに建て替え、それまでの権利者が持っていた以上の床面積を確保を生み出す。これを売却して事業費に充て、道路・公園などの公共施設を整備するシステムをとっている。だが、今日、パブル期の発想は通用しない。新長田は、低層住宅の密集する約二十秒の既成市街地が商業・



坂和 章平

## 都市法体系を国民のものに

業務・住宅四十棟の超高層ビル群に一変するが、この長期不況下、保留床の処分や賃貸住宅の入居見込みは薄い。このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並ぶなど商業計画の不在のなか、入居した商店主らが八四年、前代未聞の「商人デモ」で施行者の大阪市に抗議した大阪駅前再開発の苦悩と問題点が再現されるだろう。巨大な器づくりだけの再開発は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビル床の実際の需要予測に基づく縮小、ソフト面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家からの現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住宅供給は量的には驚異的な進展をみた。しかし、①仮設からの円滑な移行②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③コミュニティの激変した住環境への対応などきめ細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換えれば放置された白地地区は実に被災地の八割を占める。その復興は並大抵ではない。神戸市の兵庫区湊川地区や灘区神前地区など、「まち協」を軸に自主的

な復興計画をまとめた例はあるが、ごく一部だ。自力復興、住民主導のまちづくりは、言うは易く行は難しい。専門家の支援のほか、住民の自主的な学習と復興意欲の持続が欠かせない。建築家や弁護士ら各種各層の専門家が結集した「阪神淡路まちづくり支援機構」の発足は、まち協活動から派生した貴重な成果だが、白地地区での要望のくみ上げ、適切な専門家の配置は容易ではなく、試行錯誤は避けられない。まちづくりを目標とした専門家集団の維持自体、大変な課題だ。

被災した百棟七千戸のマンションは、約九割が補修か建て替えかを選択し、建て替え費用の捻出や負担の合意という難問を解決した。今後は、共同住宅の建て替えを社会性、公共性をもつ事業と位置付け④法人格のある建設組合の創設⑤再建建物での適正な権利配分につき、再開発法に準じた「権利交換」手法の採用⑥融資・補助制度の拡充が課題だ。

最後に戦後五十年、過度に肥大・複雑・技術化した都市計画法を核とする都市法体系を簡素化する作業は、復興まちづくりが注目される今こそが絶好の契機だろう。(大阪弁護士会弁護士)

朝日新聞夕刊のコーナー

## 17歳のころ



坂和 章平 (52) 弁護士

## アジ演説・ピラ作り 役立った

松江にある中高一貫教育の男だけの受験校から1967年、18歳のとき、阪大法学部に入學した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、下宿生活に専念した。入ったサークルは裁判問題研究会。各前は学究的だが、実際は学生運動の集積。その影響を受け、以降、私の生活は「活動家」として、カリ版のしりとりや演説に明け暮れた。

大学の単位なんてちよるもの。レポートはしりとりよりの簡単。試験も友人から借りたノートで一発OK。でも3回生末になると悩んだ。俺にはわがらこーマンはしてもム



19歳の秋ハイキングで

坂和・17歳のころ 74年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「実況 丹精まつりへの法と政策」など。

り。いっそ組合の専従オラギにでも……。

運命的だったのは、司法試験受験組との出会い。ああ、こんな途もあるのかと知り、彼女との交際で手を握られて学生運動指導部の官僚的な体質に嫌気がさしていた私は突如、方向転換。21歳の誕生日に古本屋で我妻栄の「債権総論」を購入し、たった一人の受験勉強に入った。この時初めて「禁治産者」なる言葉も知った。そして受験勉強1年半。71年10月、司法試験に合格できた。

短期間合格の秘訣は集中力と要領だが、この能力は間違いない学生運動で得たものだ。昨今の司法試験は技術偏重の弊害が強い。ロースクルの新設など司法改革の議論もその延長線にある。だが私には、しりとりやアジ演説の訓練の方が、司法試験予備校をはるかにしのび効用があった。今の私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかとその成果だ。

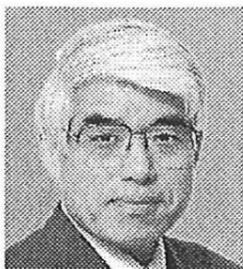
# 私の視点 関西スクエア

## ◆景観法

# 住民・自治体で使いこなそう

景観法が6月に制定された。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」との国土交通省の宣言にはびつくり。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観(まちづくり)条例が、後押ししたのは間違いない。

景観法は景観についての初の総合的な法律で、良好な景観の形成の促進を国政の重要課題と位置づけた画期的なもの。複雑かつ難解な都市法体系の中でこれを



さかわ しょうへい 弁護士  
坂和 章平

どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6カ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景観計画区域、景観地区内でデザイン、色彩など形態意

匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりすることも可能だ。

景観計画区域では届け出・勧告制だが、変更命令もある。景観地区はもっと厳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

「小旅行だった」。

だが、松山を離れると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車で20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあった司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかった。「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車で通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践している」

(神野 武美)

## 松山出身のまちづくり弁護士 坂和 章平さん (55)

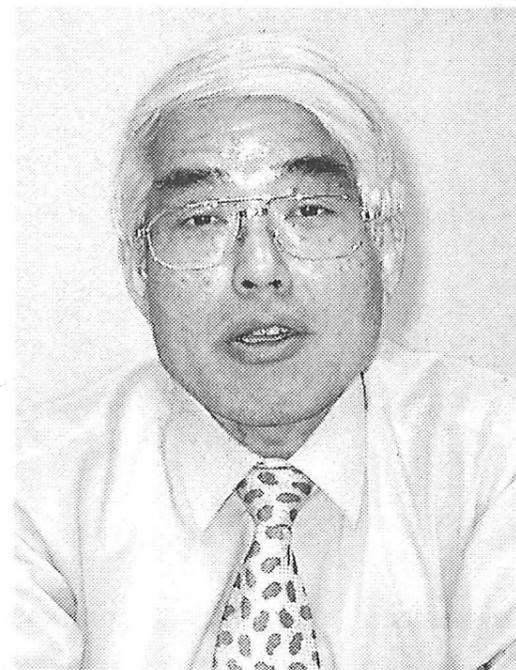
### ポイント

愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教えている。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交えながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できない。だが、行政主導型の都市再開発として多くの問題を抱えた1984年の大阪駅前ビル問題をきっかけに取り組みようになった。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によって、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

## 「青年の夢 育つまちを」



さかわ・しょうへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策 III」(日本評論社)に収録。映画は月10本

のペースで鑑賞し、新聞や雑誌に評論を載せる。「映画を見れば感性を磨きながら法律を勉強することができます」

できるようになったからだ。だから、松山市の進める「坂の上の雲のまちづくり」にも期待を寄せている。

「松山市の行政や住民も地方分権の流れの中にある、この法律を理解し、秋山兄弟や正岡子規のような地方都市の

青年の夢が育つ、まちづくりに取り組んでほしい」

同市の繁華街に近い湊町2丁目で育った。近くの映画館で3本立て55円の映画を見て、道後温泉に自転車で通う少年時代。梅津寺の遊園地に電車で約20分乗って行くのが

「小旅行だった」。

だが、松山を離れると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車で20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあった司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかった。「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車で通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践している」

(神野 武美)

法曹の目で映画評論

阿倍野再開発訴訟や阪神大震災の復興などに取組んできた社会派弁護士の坂和章平氏が、映画評論の本を立て続けに出版している。「映画検定四級に合格したばかりの素人」と笑うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくれる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになればと、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

弁護士 坂和章平氏

—今月出版した「SHOW-HOUSEシネマール」シリーズは、すでに十冊目を教えるところですね。「二〇〇二年に最初に本を出してから、四年間で六百本以上の映画を見ました。予定どおりのペースで見てはいるんですけど、見分けてはいるんですけど、行くところの編集スタイルです。ジャンルは問わないが、ほとんどの映画には社会的な法的なテーマが含まれているので、自然と弁護士の視点で見ます」

—映画評論を書くようになったのは。「郷里の愛媛大学で都市法制の講義をした際に、映画の具体的な場面を持って出して法律の話をする学生に興味の持ち方が違う。評論としては、法曹誌に掲載してもらったのがきっかけでした」

「最初に取上げたのは、弁護士でベストセラー作家のジョン・グリシャムの小説をラッセ・コッポラが監督した『レインメーカー』。ちなみにレインメーカーというのは法律事務所をお金をもらって弁護士という意味です。真実（ぼくだ）は成功報酬が前提の米國で勝ちがすべて、結果がすべての緊迫の法廷シーンが手に汗を握らせるま

理解も深まります」

—國の司法制度改革も全容が見えてきました。無作為に選ばれた市民が裁判官とともに殺人事件などを審理する裁判員制度の導入も九年に迫っています。「民主主義が進むという意味で裁判員制度の導入は基本的にはいいことではある。國の試算では百六人に一人が生に一度裁判員を経験する確率です。しかし、制度設計への根本的な疑問があります。今回の制度ではいきなり、殺人事件など大事件を裁判員が担当します。なま、窃盗や覚せい剤などの小事件でノウ

トクメモ

複雑な法を体系化

英國の詩人ケーツは「神は田園をつくり、人間は都市をつくらせられた」と詠じたが、戦後日本の街づくりを規定する都市圏法は約二百、肥大化し複雑化して、役所の担当以外では理解できず。坂和氏は専門の都市問題の実践の中で、時に住民訴訟で自治体に訴えかけ、時にコネクター役で住民への理解を促し、都市法自体のわかりやすい体系化も試みる。映画評論に力を入れるのは法を身近な存在に取り戻すことが、街づくりとあれ司法改革とあれ不可欠だと信じているからだ。

(大阪経済部 藤田英一)

裁判・法律…身近で学んで

—日本の場合は前提も随分違いますね。「特別の法律知識がなくとも映画は楽しめる。ただ、法律オタクをより楽しむために知っておきたい知識も多々あります。日本では「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」として、競争社会、契約社会、訴訟社会の米國の弁護士は全く異質。陪審制や米國流の証拠法、証人尋問の意義なども興味を持っては

—裁判員制度への関心もあまり高くないですね。「日本でも一九八八年から十五年間、陪審制が実施された時期があった。その当時はもともと活発な議論がなされました。現在の裁判員制については国民一人ひとりもともと勉強しないと機能しないだろうし、今のようなかべルで死刑判決なんかにかかわるのは無理だと思います」

—参考になる映画はありますか。「やはりグリシャム原作の『ニエトオリンス・トリアル』が面白いですよ。米國では訴訟は十二人の一

般から選ばれた陪審員の判断に委ねられます。日本では三人の裁判官と六人の裁判員の会議で結論を出すことになりませんが、米國では陪審員の判断がすべてです。被告となった銃撃メーカーの陪審員に対する尾行、盗聴、脅し、買収なんでもありという内容です」

「理解してほしいのは、米國の裁判は最終的に神が裁くという共通意識があるということです。だから誤審があっても当たり前、最終的には神が審判するという認識です。日本は違う。触れぬ神にたたりなし。一人ひとりが勉強し、こうした無関心を断る切らなければ裁判員制度をうまく機能させるのが課題です」

—今後はどのような映画評論を目指しますか。「法律のテーマごとにシリーズをまとめることができればと思う。日中韓が共同で行うアジアの映画作りにも注目しています」

知識持てば法廷サスペンスもより楽しく



映画評論本も10冊目、予定のすき間で見たい映画は4年で600本以上 (大阪市北区の裁判所前) 写真 宋松誠

さかわ・しまく 一九四九年松山市生まれ。七一年大阪大学法学部卒業。七二年司法修習生、七四年に弁護士登録。七九年坂和章平法律事務所開設。二〇〇一年日本都市計画学会「山頂賞」、'美尻中継まちづくりの法と政策'で日本不動産学会「実務著作賞」受賞。

弁護士兼映画評論家 坂和章平の出版物の紹介

＜まちづくり本、法律書＞

- まちづくり法 実践的解説 (96年5月)
- 改正都市計画法のポイント (01年6月)
- 法政 マンション購入と円滑化 (03年9月)
- わかりやすい 景観法の解説 (04年11月)
- 実務不動産法講義 (05年4月)
- 建築基準法の読み解き方 (07年7月)
- 津山再開発 奮闘記 (08年4月)
- 眺望・景観と法と政策 (15年11月)
- わかりやすい 大災害対策・復興をめぐる法と政策 (17年6月)

＜実況中継シリーズ全4冊＞

- まちづくりの法と政策 (00年7月)
- まちづくりの法と政策 II (02年9月)
- まちづくりの法と政策 III (04年6月)
- まちづくりの法と政策 IV (06年9月)

＜その他の著書＞

- いかにして勝つか (04年5月)
- 交通事故示談のやり方 (05年10月)

＜コラム集＞

- がんばって31年 (05年8月)
- 40年 (13年12月)
- 45年 (19年4月)

＜名作映画シリーズ＞

- 名作映画 (10年3月)
- 名作映画には生きるヒント (10年12月)
- 「名作映画」から学ぶ (19年3月)
- 名作映画 (20年5月)

＜中国語の著書＞

- 中国語 (09年8月)
- 中国語 (12年8月)

＜『シネマルーム』シリーズ既刊全52巻＞

- 1 (18年7月)
- 2 (18年12月)
- 3 (19年7月)
- 4 (19年10月)
- 5 (19年12月)
- 6 (20年6月)
- 7 (20年12月)
- 8 (21年7月)
- 9 (21年11月)
- 10 (22年7月)
- 11 (13年12月)
- 12 (14年7月)
- 13 (14年12月)
- 14 (14年12月)
- 15 (15年7月)
- 16 (15年12月)
- 17 (16年7月)
- 18 (16年12月)
- 19 (17年7月)
- 20 (17年12月)
- 21 (09年5月)
- 22 (09年8月)
- 23 (09年12月)
- 24 (10年7月)
- 25 (10年12月)
- 26 (11年7月)
- 27 (11年12月)
- 28 (12年7月)
- 29 (12年12月)
- 30 (13年7月)
- 31 (07年2月)
- 32 (07年6月)
- 33 (07年10月)
- 34 (07年10月)
- 35 (08年2月)
- 36 (08年5月)
- 37 (08年6月)
- 38 (08年9月)
- 39 (08年10月)
- 40 (09年2月)
- 41 (02年6月)
- 42 (03年8月)
- 43 (04年4月)
- 44 (04年11月)
- 45 (04年12月)
- 46 (05年5月)
- 47 (05年10月)
- 48 (06年2月)
- 49 (06年7月)
- 50 (06年11月)



書

評

坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治\*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といっても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通し、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中核に、そして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的な理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地地区画整理法が定める土地地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靱化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っていながら、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811  
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436

大庭 哲治\* (おおば てつはる) 正会員・京都大学大学院助教



坂和章平著  
『まちづくりの法律  
がわかる本』

都市にかかわる法律にはじつにいろいろな細かな法律があり、住民運動にかかわる立場からも何がなんだか分からないという実感がある。その中心を担うとされる都市計画法においても、その体系がたいへん分かりづらい。本書は、都市計画法の体系と内容を分かりやすく解説するとともに、都市計画にかかわるさまざまな法律の解説を試みている。

また五章以下で、時代の変せんの中でどういう都市法が生まれてきたかも示されている。「昨今の都市計画現象」―都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だったか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなっていた都市計画マスタープランとは何だったかなど、五章をみるといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。

(学芸出版社、本体2500円)